

高知くらしの護身術

208

多重債務無料相談

県内2カ所で開催中

(2011年5月17日掲載原稿)

平成22年度にセンターに寄せられた生活相談4,808件のうち「フリーローン・サラ金」に関する相談件数が1,009件(うち多重債務相談は626件)を占めており、前年度にひき続き最も多い相談件数となっています。

「今まで借りては返すことを繰り返していたが、借金が多くなりすぎて返せなくなったので債務整理をしたい。」といった相談も数多く寄せられていますが、借金を返すために借金をするとは決して解決には繋がりません。

このような相談があった場合、センターでは弁護士や司法書士といった法律専門家の法律相談を受けることを勧めています。法律専門家に債務整理をお願いし、貸金業者に通知してもらおうと、借金の取り立てはストップします。

多重債務で困っている人を対象に当センターでは、弁護士による無料相談会を毎月第2水曜日に開催しています。開催場所は県立消費生活センター(午後2時から5時まで)と法テラス安芸事務所(午後6時から9時まで)の2カ所です。相談は予約制となっていますので、希望される方は消費生活センター(電話088-824-0999)までご連絡ください。

「自己破産だけはしたくない」「家族に内緒なので誰にも言えない」「法律家に頼むお金がない」などの理由で相談をためらっている方も多いと思います。しかし、借金の問題は必ず解決できます。一人で悩まず、まずはご相談ください。